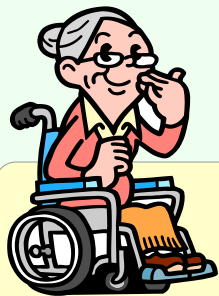


福祉用具貸与サービス

より「自立」した生活のために



福祉用具貸与サービスは、利用者の方の身体状況に応じ、車いすや特殊寝台（電動ベッド）、歩行器などの福祉用具の貸与（レンタル）を行うサービスです。

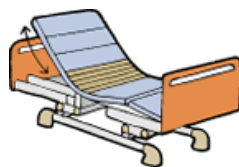
福祉用具は使用することにより、これまで苦労してきた日常動作（起居、移乗、移動、入浴等）が容易になり、要介護者の方の自立度が高まるとともに転倒などのさまざまな危険性も低下します。また、介護者の方にとっては、日々の介護の負担が大きく軽減しますので、福祉用具の使用はご家族の方にとっても大きなメリットがあります。

専門相談員が福祉用具の選定についてのアドバイスから納品、使用方法の説明、アフターサービスまでを行います。

また、貸与する福祉用具は、専門業者の衛生管理システムにより洗浄、消毒、保管されていますので安心してご利用いただけます。

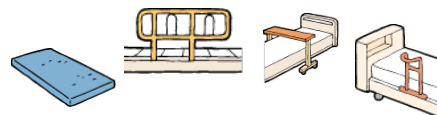
要介護認定の方がレンタルできる福祉用具

○特殊寝台（電動ベッド）

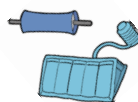


○特殊寝台付属品

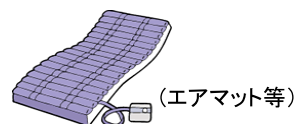
（マットレス、サイドレール、テーブル、介助バー等）



○体位変換器

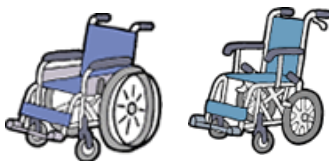


○床ずれ防止用具



（エアマット等）

○車いす（自走用、介助用、電動）



○車いす付属品

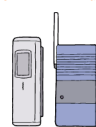


（車いす用クッション等）

○スロープ



○認知症高齢者徘徊感知機器



○移動用リフト



③据置式

○歩行器 ○歩行補助つえ

○手すり

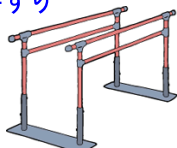
特殊寝台（電動ベッド）や車いす・移動用リフト等については、一定の条件を満たした方のみ貸与の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

要支援認定の方がレンタルできる福祉用具

○歩行器



○手すり



○歩行補助つえ



○スロープ

特殊寝台（電動ベッド）や車いす・移動用リフト等については、一定の条件を満たした方のみ貸与の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

営業のご案内

営業日

月曜日～金曜日

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は休み

営業時間

午前8時30分～午後5時30分

利用料

※福祉用具貸与の利用料は別途カタログをご覧ください

福祉用具を使用している効果の一例



主人は、脳出血の後遺症により、左半身まひのねたきり状態で離床することができず、床ずれもできとも困っていました。ケアマネジャーさんからすすめられて、「電動ベッド（特殊寝台）」、「エアマット（床ずれ防止用具）」「車いす」を借りました。

訪問看護師さんの処置とエアマットの効果で床ずれもすっかりよくなりました。また、電動ベッドを利用して自分で離床できるようになり、車いすを使ってトイレまでの移動も一人できるようになりました。主人も自分でいろいろなことができるようになったので、表情も明るくなりました。自立への意欲が高まり、最近はデイサービスに通ったり、家族と一緒に散歩に出かけたりするまでに回復してきました。

お問い合わせ・利用のご相談は
敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」

電話 20-1777(代) 敦賀市御名70号11番地の2
敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」内